

# 県営第一工業用水道 ご利用の手引き



福井県産業労働部  
日野川地区水道管理事務所

## はじめに

工業用水道は、産業活動の血液ともいべき水を、安定的・計画的に供給するための水供給システムであり、産業振興に大きく寄与するとともに、地域開発等のための基盤整備事業として、あるいは地盤沈下対策、地下水塩水化対策のための代替水供給事業として重要な役割を担っています。

福井県の工業用水道事業には、県中央に位置し産業基盤の整備された鯖江市および隣接市町村を給水区域とする県営第一工業用水道（昭和50年12月給水開始）と、本県の産業振興と新しい産業の立地を目指すテクノポート福井および本県の主要産業である繊維工業が立地する福井市の九頭竜川右岸地域を給水区域とする福井臨海工業用水道（昭和53年4月給水開始）があります。

これらの工業用水道の使用にあたっては、福井県工業用水道条例（以下「条例」という。）により定められた必要な手続きを行い、給水を受けるための施設を設置することが必要となります。

本冊子は、県営第一工業用水道を使用される工場および事業場の皆様に、条例の各種手続きや施設の基準等について理解を深め、工業用水を適正かつ合理的にご利用いただくために作成いたしました。県営第一工業用水道利用に際しての参考資料となれば幸いです。

### [目次]

I	県営第一工業用水道事業の概要	2
II	浄水処理のしくみと給水水質	3
III	工業用水を使用するときは	
1	工業用水を使用する要件等	4
	（1）使用の要件	
	（2）必要な手続きや施設	
2	必要な届出等	5
3	契約水量と料金算定	6
	使用料計算のモデル	7
4	給水施設の基準	8
	（1）給水施設の計画	
	（2）給水配管	
	（3）量水器	
	（4）受水槽	
	（5）注意事項	
5	検針について	10
6	使用料のお知らせ方法と納付方法	10
7	お問合せ	11

## 【 I 県営第一工業用水道事業の概要】

県営第一工業用水道事業は、広野ダムから放流された水を鯖江市舟津町5丁目地係の日野川より取水し、ポンプで配水池へ送水後、濁度に応じてろ過処理を行い、自然流下により鯖江市東部工業団地等の各企業に給水することにより、地域産業の発展を支えるとともに、地下水の低下を防止しています。

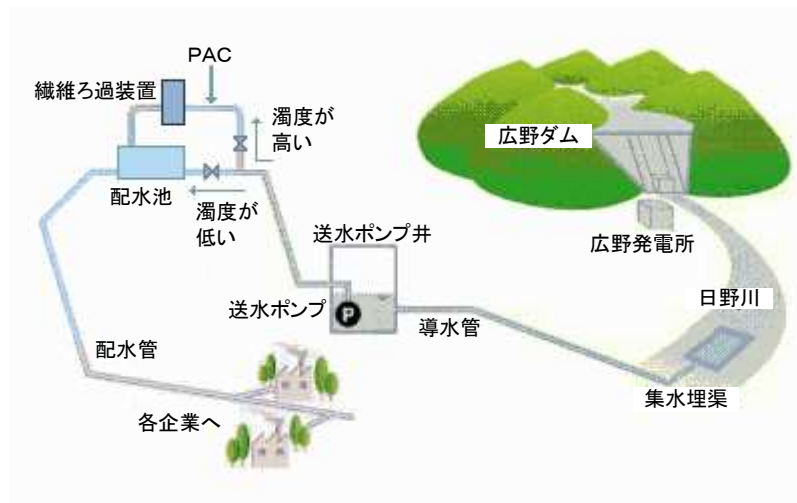
1. 給水区域 鯖江市および隣接市町
2. 給水能力 40,000 m<sup>3</sup>/日
3. 水 源 県営広野ダム（日野川伏流水）
4. 取水地点 鯖江市舟津町地係
5. 経 過 昭和 46～51 年度：施設建設  
昭和 50 年 12 月：給水開始  
平成 2～4 年度：配水池に除濁施設設置  
平成 19 年度～：遠隔監視開始  
平成 25～27 年度：集水埋渠更新



## 【Ⅱ 浄水処理のしくみと給水水質】

広野ダムから日野川への放流水は、河床下に埋設された集水埋渠により、伏流水として取水し、ポンプにて配水池へ送水します。配水池では、取水した水の濁度が高い場合は 20 度以下となるよう薬品（PAC）を加え、長繊維圧力式高速ろ過装置により処理を行い、濁度が低い場合は原水のまま各企業に給水します。ろ過装置で除去された濁質は、濃縮した後、脱水機で固形化され処分されます。

県営第一工業用水道事業 処理フロー図



県営第一工業用水道が供給する工業用水の水質基準は、条例により“取水地点において取水した原水の水質”と規定していますが、濁度は20度以下を目標として供給しています。

なお、水質測定結果は、以下のホームページにて公表しております。

ホームページURL <https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/hino-s/kousui/suisitu.html>

工業用水のサンプルなどについては日野川地区水道管理事務所までお問い合わせください。

## 【Ⅲ 工業用水を使用するときは】

### 1 工業用水を使用する要件等

#### (1) 使用の要件

県営第一工業用水道をご使用いただくためには、以下の要件に適合する必要があります。

##### ① 給水区域

鯖江市および鯖江市に隣接する市町の区域内

(ただし、給水の申込みによって新たに配水管等の設置または改造が必要となる場合、その費用を負担いただくことになります。)

##### ② 給水対象

工業※を営む者で一給水先の一日当たりの使用水量が100m<sup>3</sup>/日以上のも

※「工業」とは、製造業(物品の加工修理業を含む。)、電気供給業、ガス供給業および熱供給業をいいます。

##### ③ 用途

工業用水は、工業の用に供する水として、次のとおり規定されています。

工業の生産の工程、原材料および製品の保存のために使用する水

(工場や事業場の環境整備等に利用する水も含まれます)

#### (2) 必要な手続きや施設

県営第一工業用水道をご使用いただく際には、以下の手続きや必要な施設を設置し、使用料を支払いただきます。

##### ① 必要な手続き

工業用水の使用開始や廃止、給水の申込みや給水量の変更、給水施設の設置や変更、氏名や住所の変更などの場合には申請・届出が必要となります。

契約水量として「基本使用水量」を申し込みいただきます。

なお、期間を定めて一時的に基本使用水量を超える給水(「特定使用水量」)を受けたい場合には、別途、特定給水申込みをしていただく必要があります。また、契約水量等を超える使用水量の月合計水量は、「超過水量」として扱いますので十分ご検討の上、ご計画ください。

##### ② 給水施設

工業用水の給水を受けるために、給水施設を設置していただくことが必要となります。

給水施設とは、配水施設(県の施設)から分岐して受水槽までの給水管、量水器ならびに受水槽等の施設をいいます。

給水施設については、構造等に関する基準が規定されていますのでご注意ください。(8頁参照)

量水器は計量法に適合したものを使用する必要があります。

##### ③ 使用料

「基本使用水量」、「特定使用水量」および「超過水量」に対してそれぞれ料金が設定されています。使用料は、それぞれの料金区分に応じて計算した額に消費税を加えた金額で、1月ごとに徴収します。

## 2 必要な届出等

工業用水道を使用する場合、下表のとおり届出等書類の提出が必要となります。

- 書類は、電子メール (hinogawa@pref.fukui.lg.jp) または日野川地区水道管理事務所 (以下管理事務所) へご提出ください。押印は不要です。
- 様式は、管理事務所で購入していただくか、下記ホームページからダウンロードできます。  
<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/hino-s/kousui/yousiki.html>
- 事務所に提出される場合は2部作成してください。受付後に1部を返却します。
- 申請を工場責任者等に委任される場合は、委任状を提出し、委任を受けた工場責任者名を記載し提出してください。

(主な届出書類)

番号	届出を必要とする場合	届出の種類	届出の時期 または期限	届出の主な内容
1	新規に給水を受けるとき、 または基本使用水量を変更 するとき (注)	給水 (基本使用水量 変更) 申込書	あらかじめ (新規の場合は工 場建設工事着工前 まで)	① 1日当たりの使用水量 ② 1日の各時間当たりの 使用水量 ③ 給水開始 (変更) 希望日
2	基本使用水量を超える給水 を受けようとするとき	特定給水申込書	あらかじめ	① 基本水量を超える 1日当たりの使用水量 ② 時間最大使用水量を 超える1日の各時間当 たりの使用水量
3	給水施設の新設、増設、 改造等の工事を行おうと するとき	給水施設工事承認 申請書	給水施設工事 の着工前	① 工事の内容、計画、構造 (工事図面等添付) ② 工事予定年月日 ③ 工事施工業者
4	給水施設の工事が 完成したとき	給水施設工事完了 届出書	工事完成後 速やかに	① 工事完成年月日 ② 検査希望年月日 ③ 工事施工業者
5	使用を開始、廃止、または 引き続き10日以上停止す るとき	使用開始 (廃止・ 停止) 届出書	遅滞なく	使用開始 (廃止) 年月日 または停止期間
6	使用者の氏名、住所に 変更があったとき	氏名住所変更等 届出書	速やかに	① 氏名または名称および 住所 (法人にあっては、 その代表者の氏名) ② 受水工場の名称および 所在地
7	使用者に相続または合併、 分割があったとき	地位承継届出書	遅滞なく	① 承継の年月日 ② 承継の原因
8	給水施設に漏水その他の異 常があるとき	給水施設異常発生 届出書	直ちに	異常の内容、場所および修 繕等必要な措置

管理者の承認を受け工業用水の給水を受ける者を「使用者」といいます。

(注) 基本使用水量の減量については、一定の基準に適合する場合のみに限らせていただいております。  
 詳しくは、管理事務所へお問合せください。



### 3 契約水量と料金算定

県営第一工業用水道の契約水量は、時間最大使用水量に 24 を乗じて得られる水量を、基本使用水量（契約水量）とし、これに基づいて基本料金を算定する『責任水量制』を採用しています。

また、工業用水道の供給能力に余裕がある場合は、特定給水として、期間を定めて一時的に基本使用水量を超える水量（「特定使用水量」）を申し込むことができ、この水量および使用日数により特定料金を徴収します。（供給能力の余裕については、管理事務所へお問い合わせください）

なお、基本使用水量（または基本使用水量と特定使用水量の合計値）を超える使用水量が発生した場合、その月の合計の水量（「超過水量」）については、超過料金を徴収します。

#### 契約水量等の種類

水 量	単 位	定 義
基本使用水量 （契約水量）	m <sup>3</sup> /日	時間最大使用水量（m <sup>3</sup> /時）×24 時間 （時間最大使用水量とは、刻々変動している各時点の使用水量のうち、最大の値を「m <sup>3</sup> /時」単位で表したものです）
特定使用水量 （特定給水）	m <sup>3</sup> /日	基本使用水量を超えて一時的に増量する水量 一時的に増量する最大水量（m <sup>3</sup> /時）×24 時間
超過水量	m <sup>3</sup>	<u>基本使用水量 200m<sup>3</sup>/日を超える使用者</u> 基本使用水量（特定使用水量がある場合には、基本使用水量に特定使用水量を加えた水量）を 24 時間均等に使用した場合の流量を、瞬時流量が超えた流量分を当該使用月について積算した水量。
		<u>基本使用水量 200m<sup>3</sup>/日以下の使用者</u> 基本使用水量（特定使用水量が決定されている場合はそれを含めた合計水量）に当該使用月の日数を乗じて得た水量に対して、実際の当該月総使用量が超えた水量

#### 各種料金の算定方法（1 月あたり：消費税除く）

料 金 種 別	単 位	算 出 方 法
基本料金	円	21 円 × 基本使用水量[m <sup>3</sup> /日] × 当該使用月の日数
特定料金	円	21 円 × 特定使用水量[m <sup>3</sup> /日] × 当該使用月の使用日数
超過料金	円	63 円 × 当該使用月の超過水量[m <sup>3</sup> ]

注）使用料は、上記の合計金額に消費税を加算した金額で、1 月ごとに徴収します。

## ○使用料計算のモデル

基本使用水量（契約水量） 240 m<sup>3</sup>/日（時間最大使用水量 10 m<sup>3</sup>/時×24 時間）  
 使用月の暦日数 31日 の場合の料金計算モデル

[ケース1]：通常の場合（超過水量、特定給水が無い場合）

- 基本料金  $\boxed{21 \text{ 円}} \times 240 \text{ m}^3/\text{日} \times 31 \text{ 日} = 156,240 \text{ 円}$
- 当該月の使用料  $156,240 \text{ 円} \times 1.10 = 171,846 \text{ 円}$

[ケース2]：当該月内で超過水量が計 1,000m<sup>3</sup> 発生した場合

- 基本料金  $\boxed{21 \text{ 円}} \times 240 \text{ m}^3/\text{日} \times 31 \text{ 日} = 156,240 \text{ 円}$
- 超過料金  $\boxed{63 \text{ 円}} \times 1,000 \text{ m}^3 = 63,000 \text{ 円}$
- 当該月の使用料  $(156,240 \text{ 円} + 63,000 \text{ 円}) \times 1.10 = 241,164 \text{ 円}$

[ケース3]：特定使用水量 120 m<sup>3</sup>/日（5 m<sup>3</sup>/時×24）を 10 日間申し込んだ場合（超過水量が無い場合）

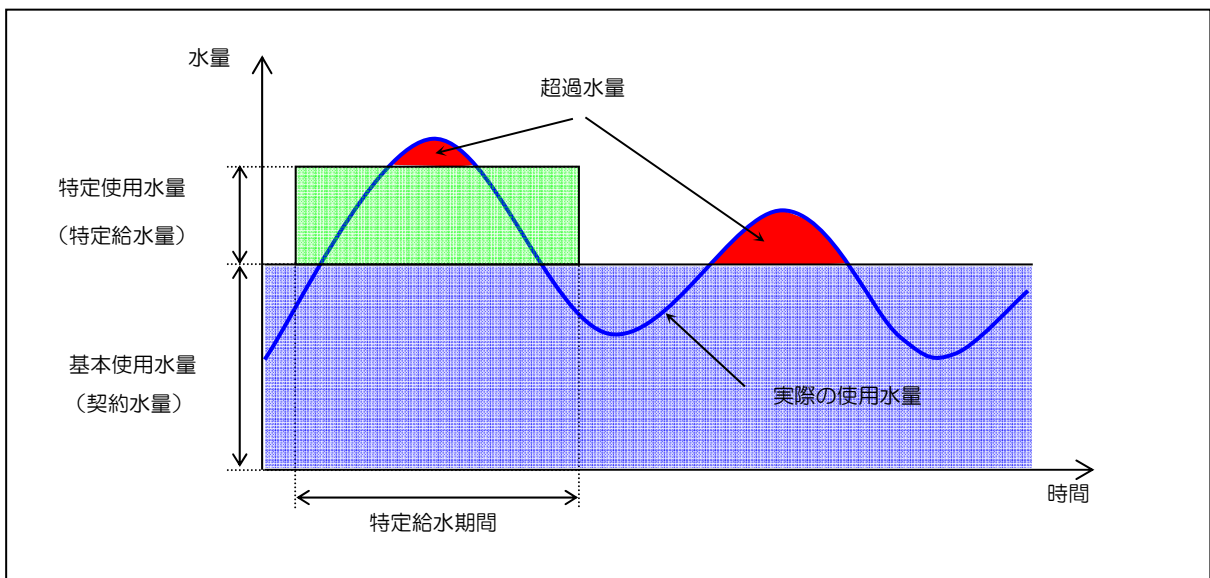
- 基本料金  $\boxed{21 \text{ 円}} \times 240 \text{ m}^3/\text{日} \times 31 \text{ 日} = 156,240 \text{ 円}$
- 特定料金  $\boxed{21 \text{ 円}} \times 120 \text{ m}^3/\text{日} \times 10 \text{ 日} = 25,200 \text{ 円}$
- 当該月の使用料  $(156,240 \text{ 円} + 25,200 \text{ 円}) \times 1.10 = 199,584 \text{ 円}$

[ケース4]：ケース3において、超過水量が計500m<sup>3</sup> 発生した場合

- 基本料金  $\boxed{21 \text{ 円}} \times 240 \text{ m}^3/\text{日} \times 31 \text{ 日} = 156,240 \text{ 円}$
- 特定料金  $\boxed{21 \text{ 円}} \times 120 \text{ m}^3/\text{日} \times 10 \text{ 日} = 25,200 \text{ 円}$
- 超過料金  $\boxed{63 \text{ 円}} \times 500 \text{ m}^3 = 31,500 \text{ 円}$
- 当該月の使用料  $(156,240 \text{ 円} + 25,200 \text{ 円} + 31,500 \text{ 円}) \times 1.10 = 234,234 \text{ 円}$

注) 特定給水を受けている期間中は、基本使用水量と特定使用水量の合計（10+5=15 m<sup>3</sup>/時）を超える水量を超過水量として集計します。（下図参照）。

[水量のイメージ]





## 4 給水施設の基準

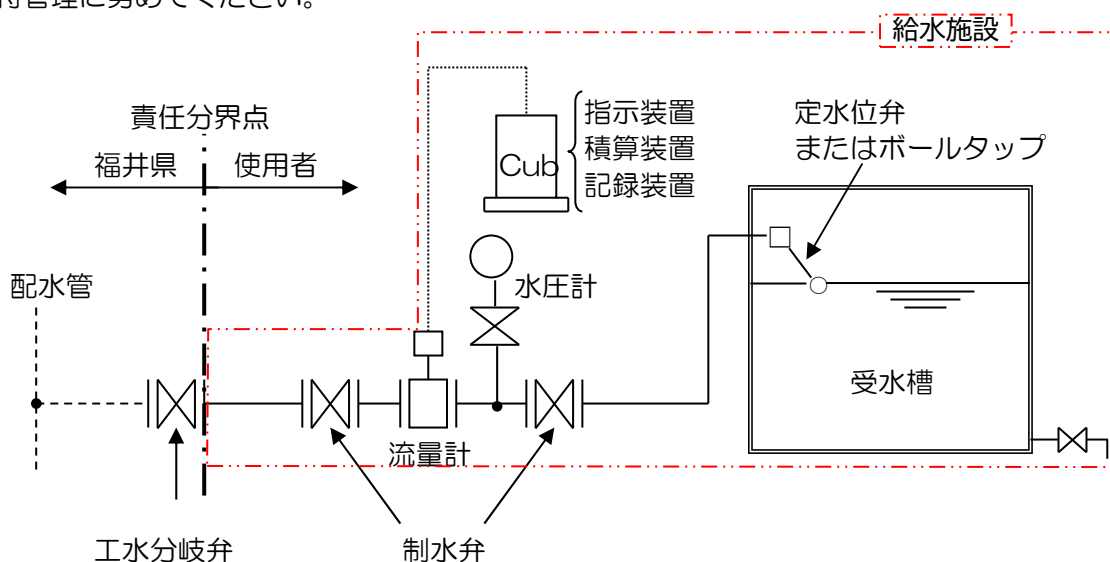
工業用水道の給水を受けるためには、使用者が工場または事業場内に給水施設を設置して、配水管（県の施設）に接続する必要があります。

給水施設については、構造等に関する基準が次のように定められておりますので、これに従い計画し、設置してください（着工前に承認を受けてください。）

配水管の接続のため、配水管が布設されている区域の敷地付近に工水分岐弁が設置してありますが、口径や場所の変更が必要な場合などは、使用者にご負担いただくことになります。新規に配水管の布設が必要な場合も同様です。詳しくは管理事務所にご相談ください。

また、工業用水の給水圧力は、責任分界点（工水分岐弁の二次側）にて 0.05MPa 以上になるように配水施設が計画されています。

給水施設は使用者が適切に管理することが条例で定められています。また給水施設の異常等により他の使用者への給水に異常が発生した場合は原因者の責任となります。日頃から給水施設の適切な維持管理に努めてください。



### (1) 給水施設の計画

「給水施設」とは、工水分岐弁から受水槽までの給水管、量水器および受水槽等をいいます。給水施設を計画する際には、次の点にご注意ください。

- ①工水分岐弁は、工場または事業場ごとに1箇所としています。引込配管等の延長が長くないように、適切な配置を計画してください。
- ②引込配管の口径は、将来の使用水量を考慮し、適正な管路損失となるよう計画してください。（将来的な配水施設の給水圧力の低下や、場内の管路損失の増加に対応）

### (2) 引込配管

#### ①配管

- ・管種は、ダクタイル鋳鉄管、ステンレス管、鋼管またはHIMPとします。ただし、工水分岐弁から流量計まではダクタイル鋳鉄管またはステンレス管とします。
- ・規格はJIS（日本産業規格）またはJWWA（日本水道協会規格）とします。
- ・工水分岐弁への接続箇所から受水槽まで管を分岐させることはできません。

## ②弁類

- ・流量計の前後に制水弁を設置してください。また、乱流の発生を防止し、流量計測に支障がないよう流量計の前後に適切な直管部を設けてください。
- ・弁材質は、鋳鉄製、青銅製またはステンレス製とし、規格は JIS または JWWA とします。

## ③その他

- ・流量計の下流側に水圧計を設置してください。
- ・配管や弁類などの露出部分には凍結防止対策を講じてください。
- ・給水圧力変動による受水量変動を緩和するため、必要に応じ定流量弁を設置してください。
- ・材質の異なる配管、弁等を接続する際は電食対策を講じてください。
- ・工事の際、ダクタイル鋳鉄管継手の離脱防止に十分注意してください。

## (3) 量水器

- ①設置場所は、使用者の敷地内であって、引き込み地点に近いところにしてください。
- ②流量計のバイパス配管は設けないでください。
- ③流量計は計量法に基づき8年毎に検定を受ける必要があります。
- ④量水器の基準は次のとおりです。(福井県工業用水道条例施行規程第4条別表)

区 分	仕 様 基 準
流量計	計量法に適合した流量計であること。
指示装置	時間最大使用水量の150パーセントまでおよび現在使用水量を指示できるものであること。
積算装置	使用水量および超過使用水量を積算できるものであること。ただし、基本使用水量が200立方メートル以下の使用者は、超過使用水量については省略することができる。
記録装置 ※	100ミリメートル以上のチャート幅とし、1月以上連続して記録できるものであること。ただし、基本使用水量が200立方メートル以下の使用者は、省略することができる。
その他	1 計器は、耐震、耐ガス、耐塵構造とし、指示装置(流量計内蔵のものを除く)、積算装置および記録装置は、屋内または屋外盤内設置とすること。 2 計器は、停電の場合においても3時間以上の動作ができるものであること。 なお、各装置の設定および積算値等は別途保持するような対策を講ずること。

※パーペラス記録装置の設置も可能です。詳しくは管理事務所までお問い合わせください。

## (4) 受水槽

- ①容量は、時間最大使用水量の5倍以上を目安に計画してください。
- ②たれ流し防止として、定水位弁またはボールタップを設けてください。
- ③引き込み管の吐出口位置は、受水槽の高水位面よりも高くしてください。
- ④引き込み管の吐出口にバイパス管を設置する場合は、②の設備を設けてください。
- ⑤ドレンまたは排泥設備を設け、内部の清掃等が出来る構造で計画してください。

## (5) 注意事項

- ①給水施設に直結してポンプを設置することは制限されています。受水槽以降に設置してください。
- ②工水分岐弁の操作は県職員が行います。流量計前後の制水弁は、圧力変動防止のため、ゆっくり開閉操作してください。
- ③必要に応じ県職員が給水施設等の立入検査を行いますので、ご協力をお願いします。
- ④漏水等のトラブルが発生した場合、速やかに管理事務所（0778-22-0301 24時間常駐）まで連絡してください。

## 5 検針について

毎月の月末に、県職員が量水器の検針に伺います。検針表の県および受水者控えそれぞれに検針結果（積算値および月使用量）を記入しますので、確認のうえ押印をお願いします。

## 6 使用料のお知らせと納付方法

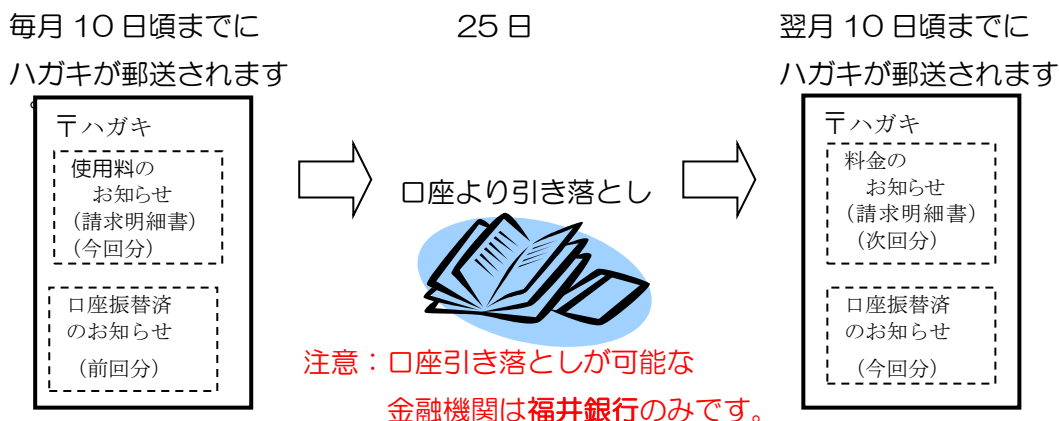
福井銀行に口座をお持ちの場合は、口座振替をご利用いただけます。

希望される方は産業労働部公営企業課（0776-20-0541 直通）へお申し出ください。

<料金お知らせ方法について>

### ① 福井銀行の口座引落としをご利用の場合

ハガキにて、使用料のお知らせをさせていただきます。



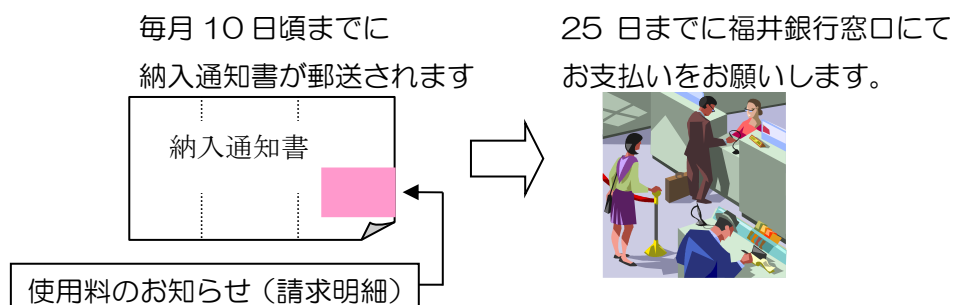
領収書は、預金通帳への記載をもって替えさせていただきます。

「口座振替済のお知らせ」を「使用料のお知らせ（請求明細書）」の下段に記載します。

なお、ハガキのお知らせ記載欄は、シールにより情報を保護します。

### ② 銀行窓口にてお支払いをされる場合

納入通知書にて、使用料のお知らせをさせていただきます。



## 7 お問い合わせ

県営第一工業用水道についてご不明な点などございましたら、ご遠慮なく日野川地区水道管理事務所または福井県産業労働部公営企業課までお問い合わせください。



出典：国土地理院「地理院地図」を加工して作成

### <日野川地区水道管理事務所>

〒915-0863

福井県越前市大塩町62字6-2

TEL：0778-22-0301

FAX：0778-22-0641

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/hino-s/index.html>

Eメール：hinogawa@pref.fukui.lg.jp

### <産業労働部公営企業課>

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

TEL：0776-20-0541

FAX：0776-20-0663

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/koueikigyo/index.html>

Eメール：koueikigyo@pref.fukui.lg.jp

令和8年4月発行